

小規模事業者持続化補助金 <一般型>

本補助金は、小規模事業者※¹などの持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓などの取り組みや、それと併せて行う業務効率化(生産性向上)の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助する国の事業です。

公募要領や申請書類様式・記載例など詳細は[こちら](#)(本補助金のウェブサイト)をご覧ください。

<申請受付締切> 第12回 2023年6月1日(木)
第13回 2023年9月7日(木)
※締切日が変更になる場合があります。

<取り組み例> 商品・サービスのホームページ制作、店舗改装、展示会出展、チラシ作成、商品開発、機械・機器の購入など

類型	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠※ ²
補助率	2/3	2/3 (赤字事業者は3/4)	2/3		
補助上限	50万円	200万円			
インボイス特例	免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者を対象に補助上限に50万円上乘せ				
追加申請要件	—	こちら (本補助金のウェブサイト)をご覧ください			

※¹ 常時使用する従業員数が、「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

※² 大阪市の「特定創業支援等事業」の支援を受けた方が「創業枠」の申請をする際に必要とされる、同事業による支援を受けたことの証明書につきましては、[こちら](#)(大阪市のウェブサイト)をご覧ください

大阪商工会議所における「事業支援計画書」(様式4)の発行ならびに申請相談について

大阪商工会議所では、**大阪市内の事業者の方々を対象**に、申請に必要な「事業支援計画書」(様式4)の発行ならびに申請に関するご相談を承ります。

大阪市外の事業者の方は、最寄りの商工会議所・商工会へお問い合わせください。

<受付窓口> 大阪商工会議所の支部(末尾の一覧をご参照ください)

<発行の受付締切> 第12回 原則2023年5月25日(木)
第13回 原則2023年8月31日(木)
※即日の発行はできません。余裕をもってお申し込みください。

- ① 作成された申請書類の記載内容を確認させていただいたうえで、「事業支援計画書」(様式 4)を発行いたします。ご相談も原則として申請書類を作成されたうえで承ります。
- ② 公募要領に記載の通り、申請される事業者の社外の代理人のみでの「事業支援計画書」(様式 4)の発行依頼やご相談は承れません。
- ③ 事前に電話などでのご連絡がなく、郵便や電子メール、ファックスなどで申請書類を支部へ送付するだけでのご依頼は承っておりません。
- ④ 支部へお越しの際は、必ず事前に電話でご連絡ください。

《大阪市内事業者の方々の申請までの基本的な流れ》

[1] 公募要領、申請書類の様式、参考資料などを入手

本補助金の[ウェブサイト](#)からダウンロードができます

[2] 公募要領や参考資料などをもとに必要な申請書類を作成

[3] 「事業支援計画書」(様式 4)の発行(または相談)の申し込み

各地域担当の支部(末尾の一覧をご参照ください)に電話でご連絡ください。

[4] 支部で申請書類の内容確認

- ① 作成した「経営計画書」「補助事業計画書」(様式 2・3)の写しを 2部ずつ、希望する特別枠や加点に関する書類などをご持参ください。
- ② 申請書類を電子メールにてお送りいただき、内容を確認する場合があります。


[5] 支部が「事業支援計画書」(様式 4)を発行

申請書類の記載内容を確認(変更・修正をお願いする場合があります)したうえで、「事業支援計画書」(様式 4)を発行(PDFファイルにして電子メールで送付など)いたします。なお、即日の発行はできません。

[6] 応募申請

- ① 原則として電子申請(補助金申請システム:Jグランツの利用)となります。
 - 申請に必要な G ビス ID プライムのアカウントを取得しておいてください(取得には数週間必要です)。
 - 「申請における J グランツ入力の手引き」が本補助金の[ウェブサイト](#)に掲載されています。

<Jグランツ操作に関する問い合わせ>

持続化補助金 J グランツ専用お問い合わせ窓口  **03-6626-5630**

(土日祝日・年末年始除く **9:00~12:00**、**13:00~17:00**)

- ② 郵送での応募申請(締切日の消印有効)も可能ですが、採択審査において減点調整されます。

《申請に必要な「事業支援計画書」(様式 4)の発行申し込み・相談窓口》

○公募要領などをよくお読みいただき、必要な申請書類一式を作成されたうえでご依頼ください。

○支部へお越しの際は、必ず事前に電話でご連絡ください。

淀川・東淀川・西淀川・北・福島区の事業者の方

北支部

大阪市北区西天満 **5-1-1** ザ・セヤマビル **3** 階
☎ **06-6130-5112**

[アクセス・地図](#)

都島・旭・城東・鶴見・東成・生野区の事業者の方

東支部

大阪市都島区東野田町 **4-6-22** ニッセイ京橋ビル **2** 階
☎ **06-6358-6111**

[アクセス・地図](#)

中央区の事業者の方

中央支部

大阪市中央区本町橋 **2-8** 大阪商工会議所ビル **2** 階
☎ **06-6944-6433**

[アクセス・地図](#)

此花・西・港・大正・浪速・西成区の事業者の方

西支部

大阪市西区立売堀 **4-2-21** 銀泉阿波座ビル **1** 階
☎ **06-6539-1666**

[アクセス・地図](#)

天王寺・阿倍野・東住吉・平野・住之江・住吉区の事業者の方

南支部

大阪市天王寺区堀越町 **13-18** 銀泉天王寺ビル **5** 階
☎ **06-6771-2211**

[アクセス・地図](#)